

【別添2】

【神奈川県労働局】

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和3年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表した数値は令和3年10月末時点の届出状況を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

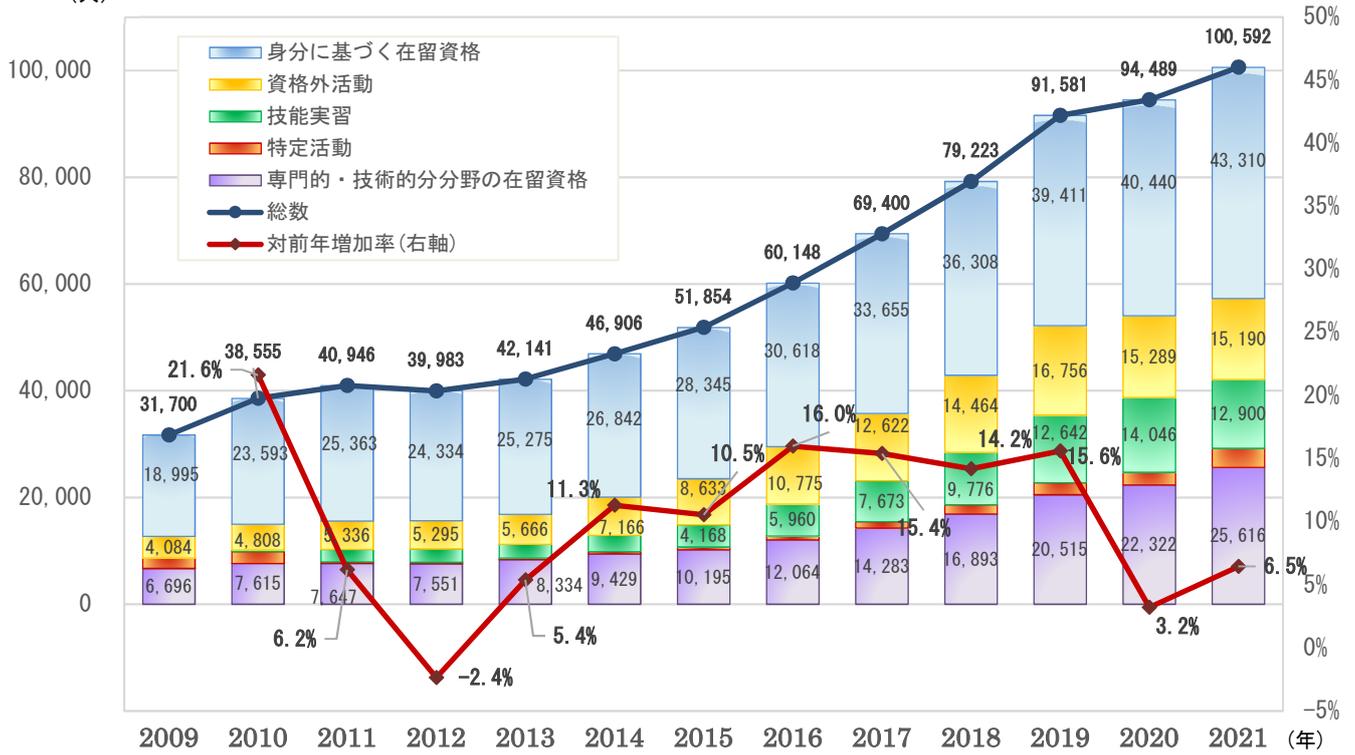
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 令和3年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は18,476か所、外国人労働者数は100,592人であり、令和2年10月末現在の16,925か所、94,489人に比べ、1,551か所(9.2%)、6,103人(6.5%)の増加となった。なお、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新したものの、増加率は前年の3.2%から3.3ポイントの微増となった。

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人労働者についても影響が生じているとみられる。

(人)

図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



注 1 : 「専門的・技術的分分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。
 注 2 : 「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日本人等が該当する。
 注 3 : 「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
 注 4 : 「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週 28 時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

(対前年増加率) 図 1-2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

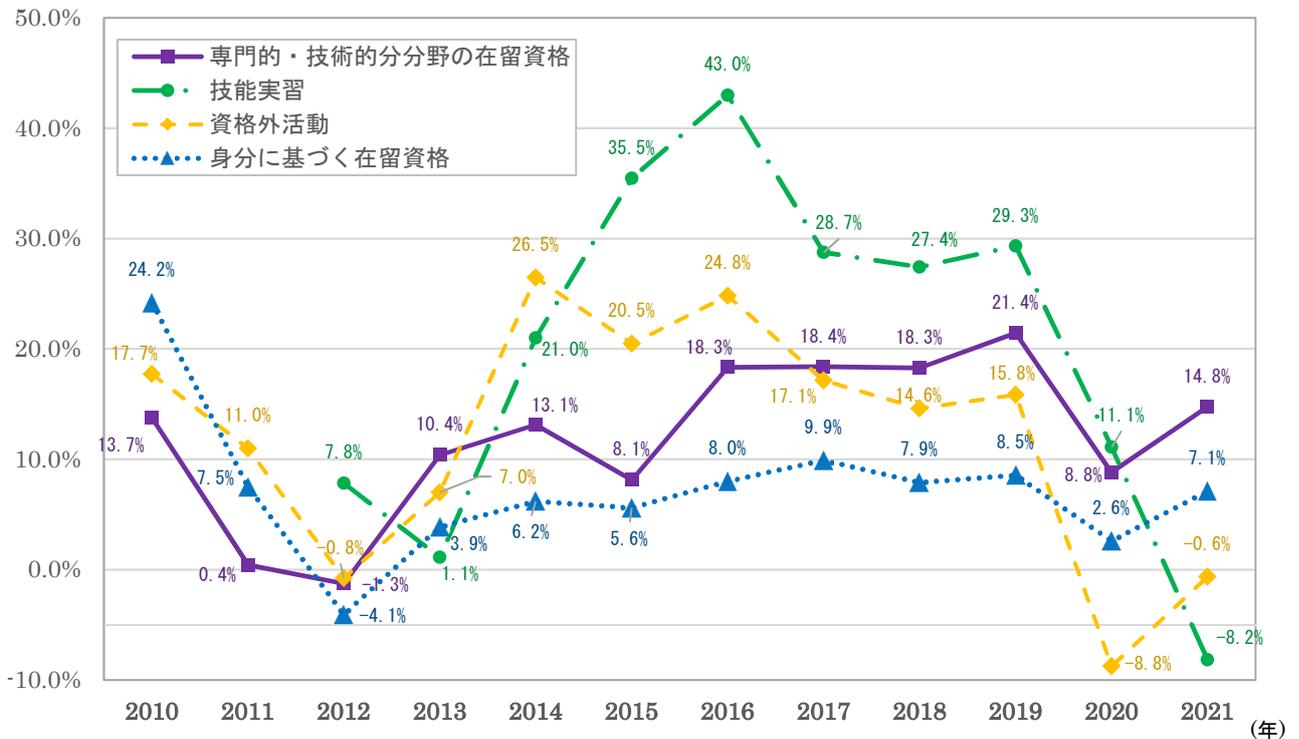


図 2-1 産業別外国人労働者数の推移

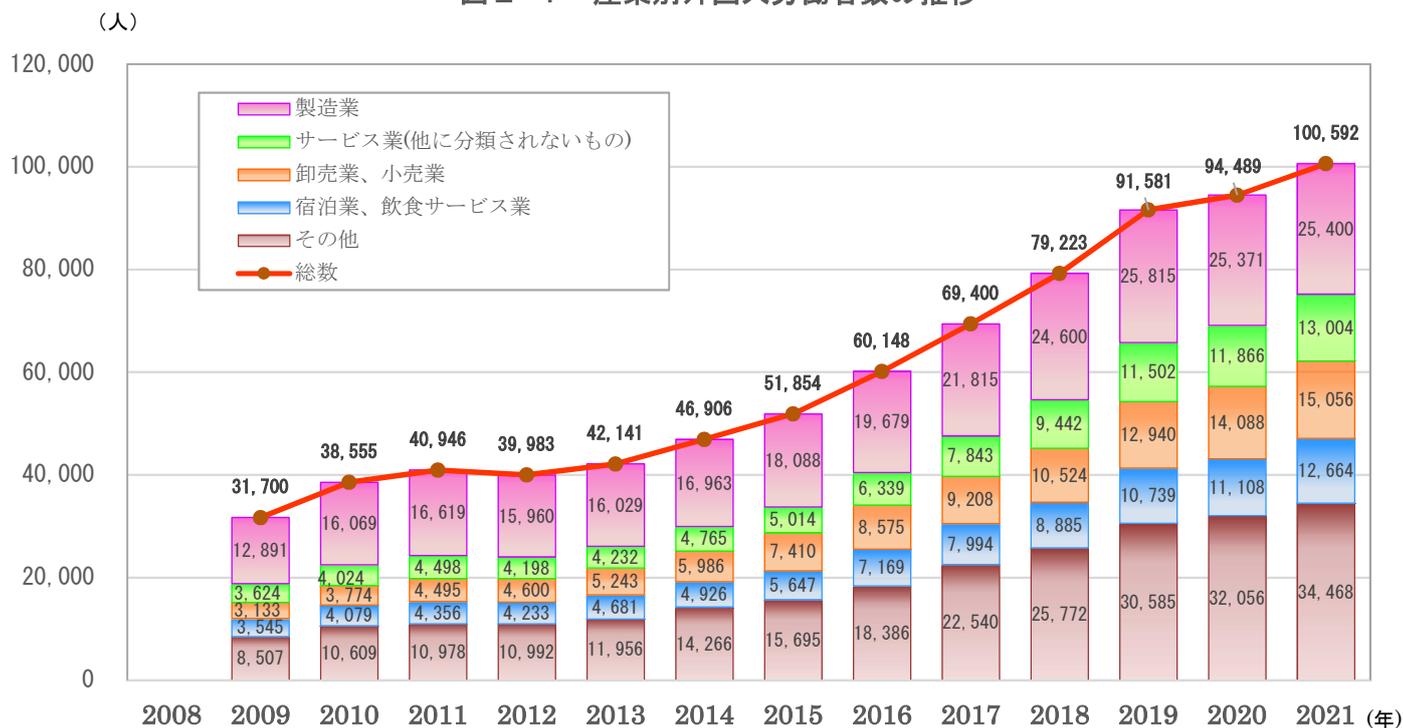
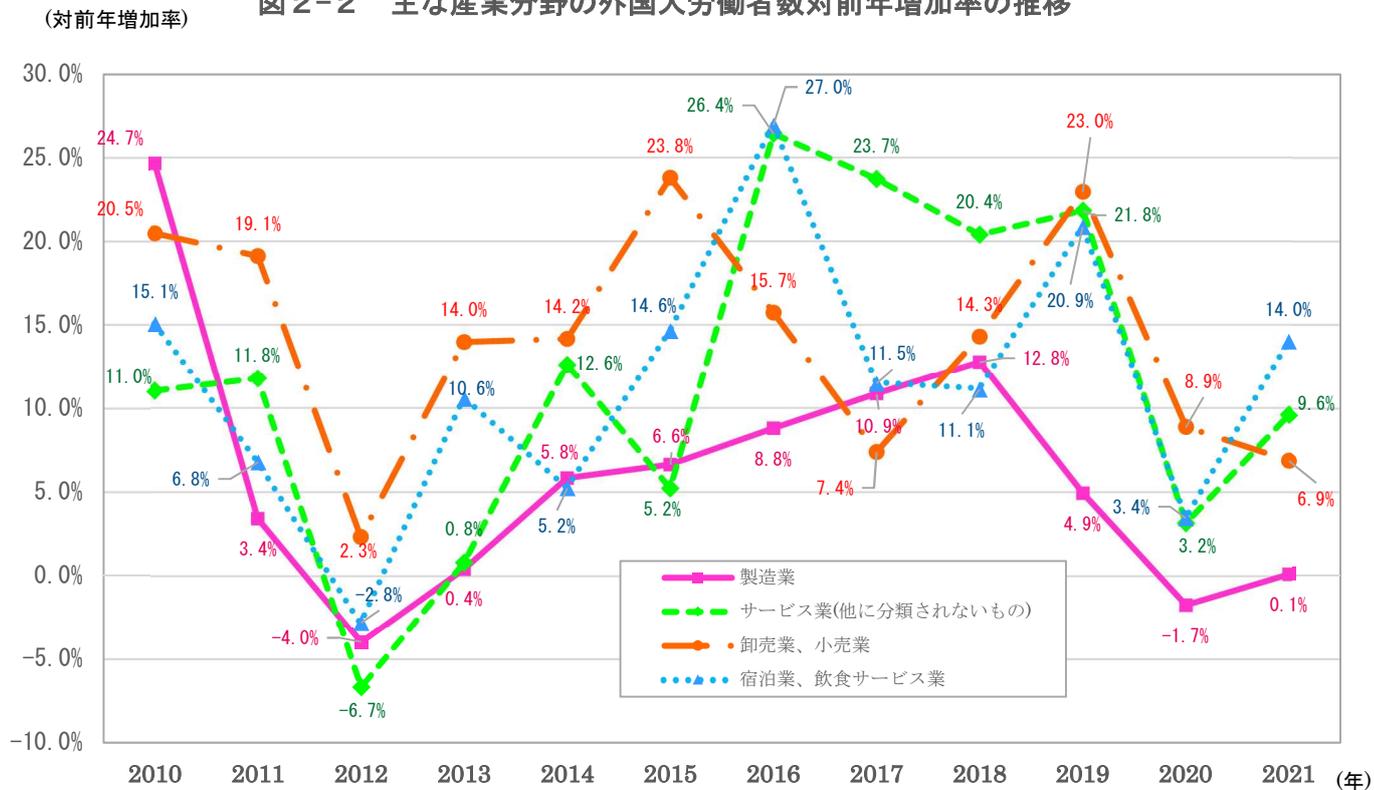


図 2-2 主な産業分野の外国人労働者数対前年増加率の推移



(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は 1,482 か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 17,819 人であり、それぞれ事業所全体の 8.0%、外国人労働者数全体の 17.7%を占めている。

なお、これらについては、令和2年10月末現在の 1,404 か所、16,561 人に比べ、78 か所 (5.6%)、1,258 人 (7.6%) の増加となっている。【別表2、4、参考-1】

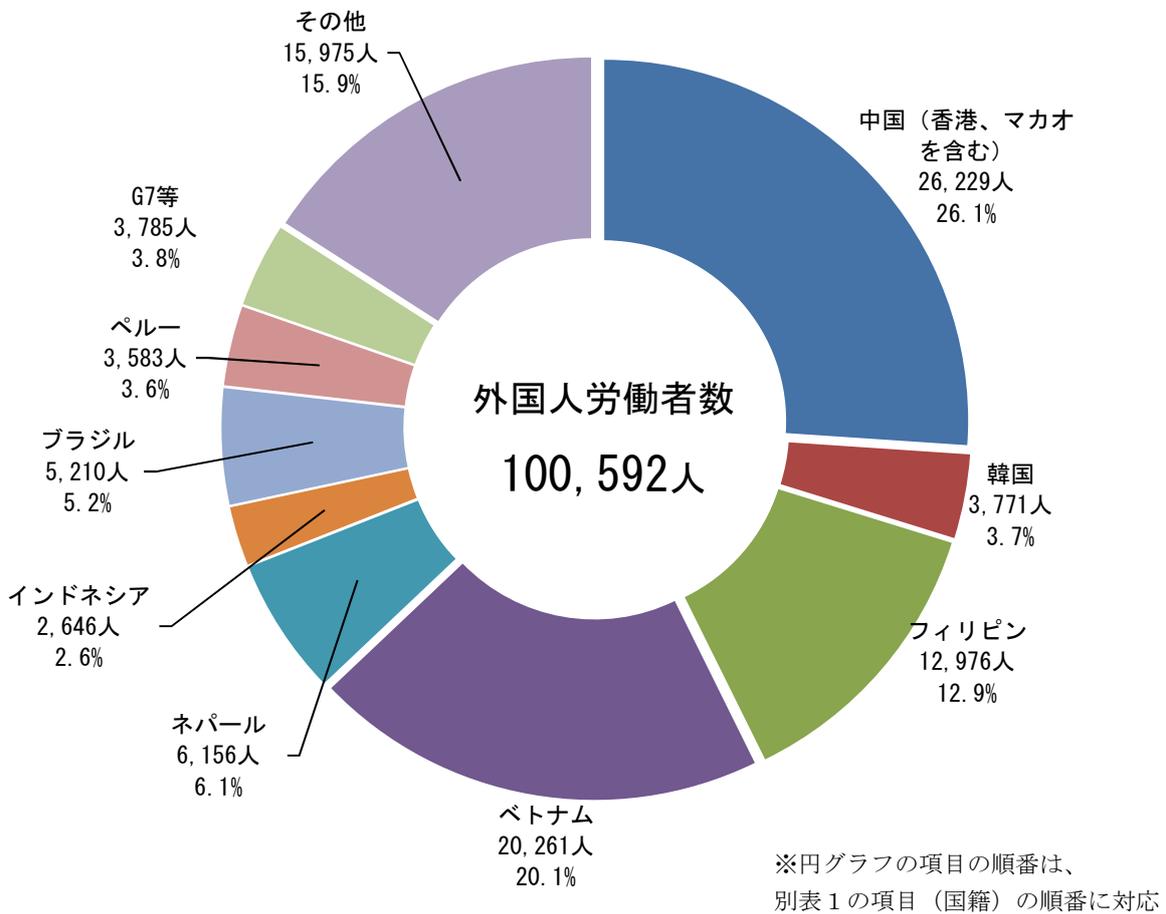
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く 26,229 人であり、外国人労働者数全体の 26.1%を占める。次いで、ベトナムが 20,261 人（同 20.1%）、フィリピンが 12,976 人（同 12.9%）の順となっている。

ネパールについては対前年比で 680 人（12.4%）増加し、また、ベトナムについては同 2,018 人（11.1%）、中国については同 1,425 人（5.7%）フィリピンについては同 700 人（5.7%）の増となっている。

【図 3、(別表 1)、参考－ 4】

図 3 国籍別外国人労働者の割合



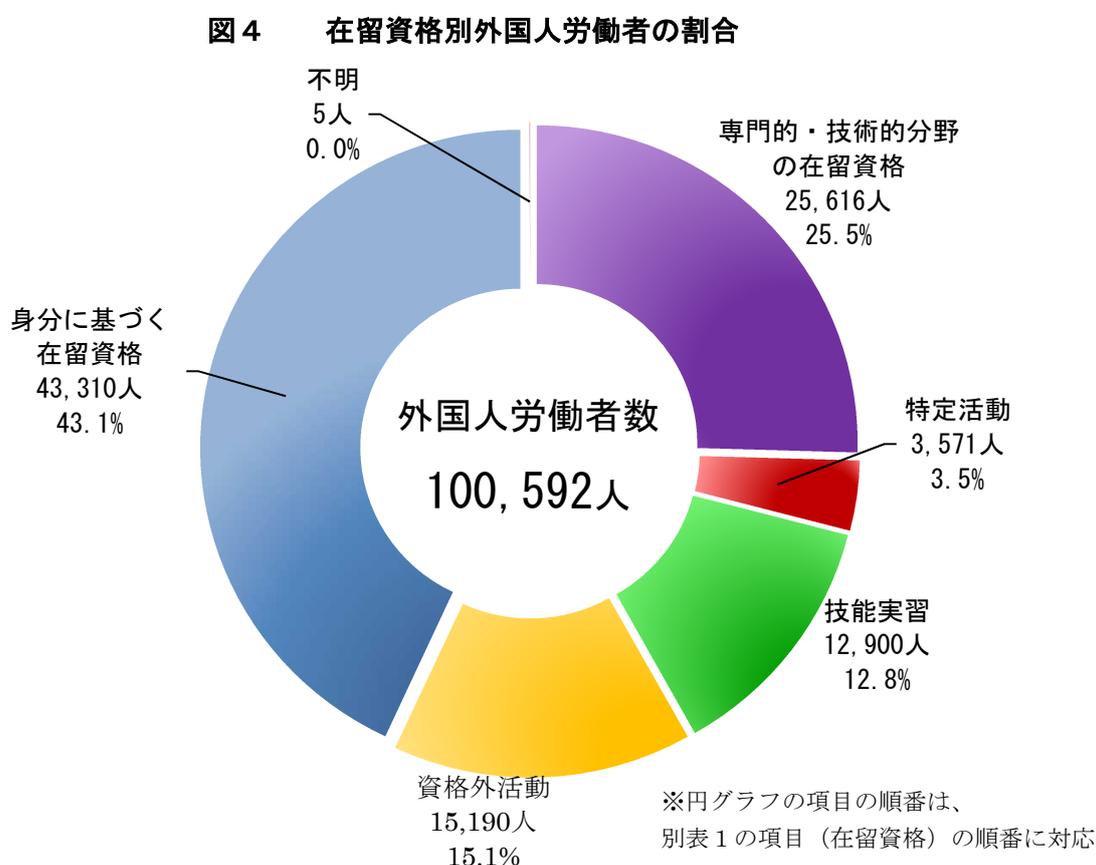
(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が最も多く 43,310 人で、外国人労働者数全体の 43.1%を占める。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格²」が 25,616 人（同 25.5%）、「資格外活動」（留学を含む）が 15,190 人（同 15.1%）、「技能実習」が 12,900 人（同 12.8%）となっている。

「特定活動」は 3,571 人と前年比で 1,186 人（49.7%）増加し、「専門的・技術的分野の在留資格」も、同 3,294 人（14.8%）増加している。

一方「技能実習」は、前年比で 同 1,146 人（8.2%）減少しているほか、「資格外活動」についても同 99 人（0.6%）減少している。

【図 4、別表 1、参考－ 5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成 31 年 4 月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は 1,267 人³となっている。【別表 9】



¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

³ 在留資格「特定技能」は「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合など、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務づけられていないこと、また、事業主が外国人雇用状況届を提出するまでは雇入から一定の期間が設けられていることなどから、一致した数値とはならない。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国では「身分に基づく在留資格」の割合が 39.1%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 37.8%、「資格外活動（留学）」が 12.0%、「技能実習」が 4.9%となっている。

ベトナムでは「技能実習」が 38.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 20.1%、「資格外活動（留学）」が 16.9%を占めている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」の割合が 81.3%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、フィリピン全体の 51.1%となっている。

ネパールでは「資格外活動（留学）」の割合が 25.3%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 23.7%を占めている。

ブラジルは及びペルーは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ 98.9%、99.4%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、ブラジル全体の 58.2%、ペルー全体の 74.8%となっている。

G7等⁴では「専門的・技術的分野の在留資格」が 53.9%、次いで「身分に基づく在留資格」が 42.0%を占めている。

韓国では「身分に基づく在留資格」が 50.0%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が韓国全体の 37.2%となっている。

インドネシアでは「技能実習」が 54.4%を占めている。【別表 1】

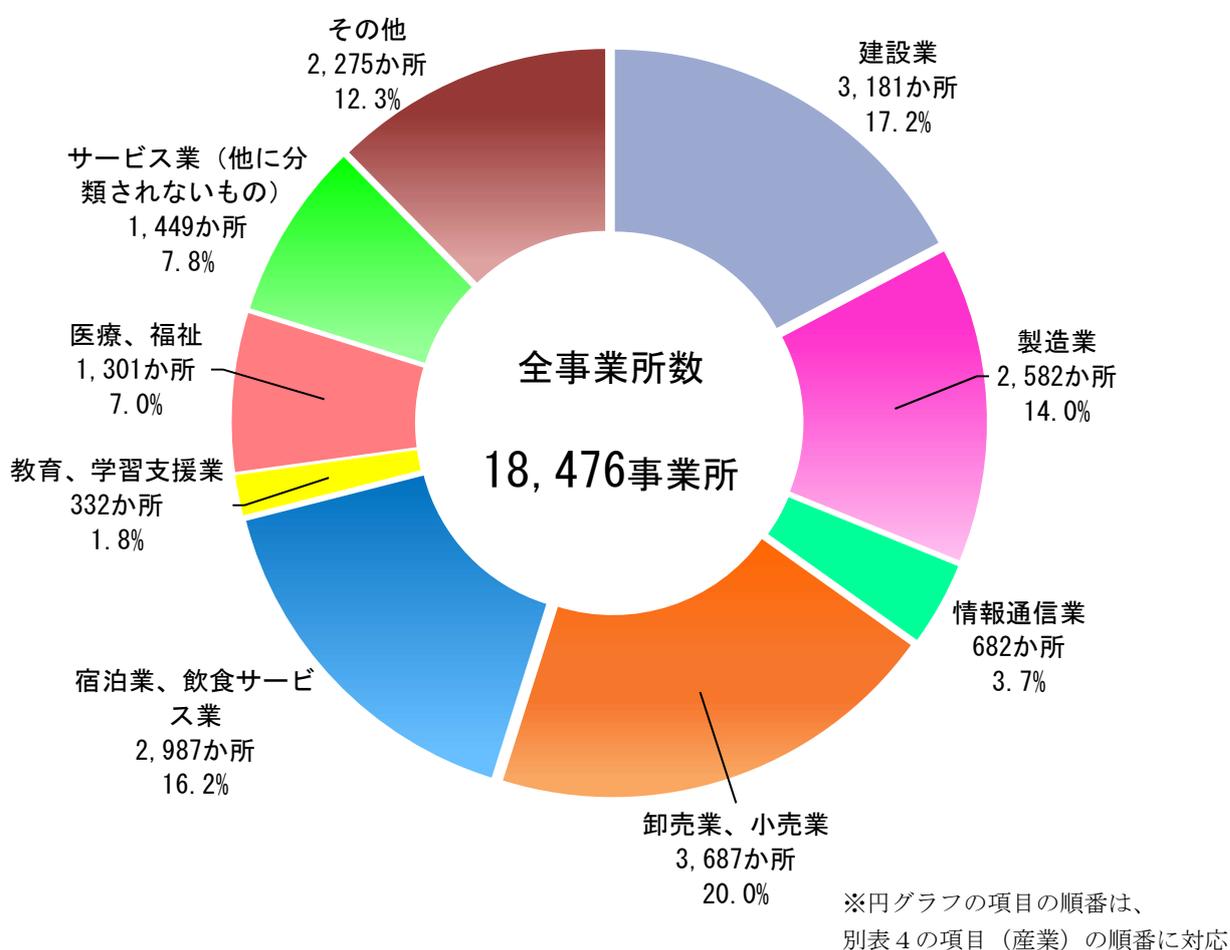
⁴ G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

- (1) 産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が 20.0%、「建設業」が 17.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が 16.2%、「製造業」が 14.0%の順となっている。各産業の増加率をみると、「卸売業、小売業」は前年比で 10.6%増加し、「建設業」は同 8.5%増加、「宿泊業、飲食サービス業」は同 12.8%増加となっている。一方、「製造業」は前年比で 0.2%減少している。

【図5、別表4、参考-2】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合



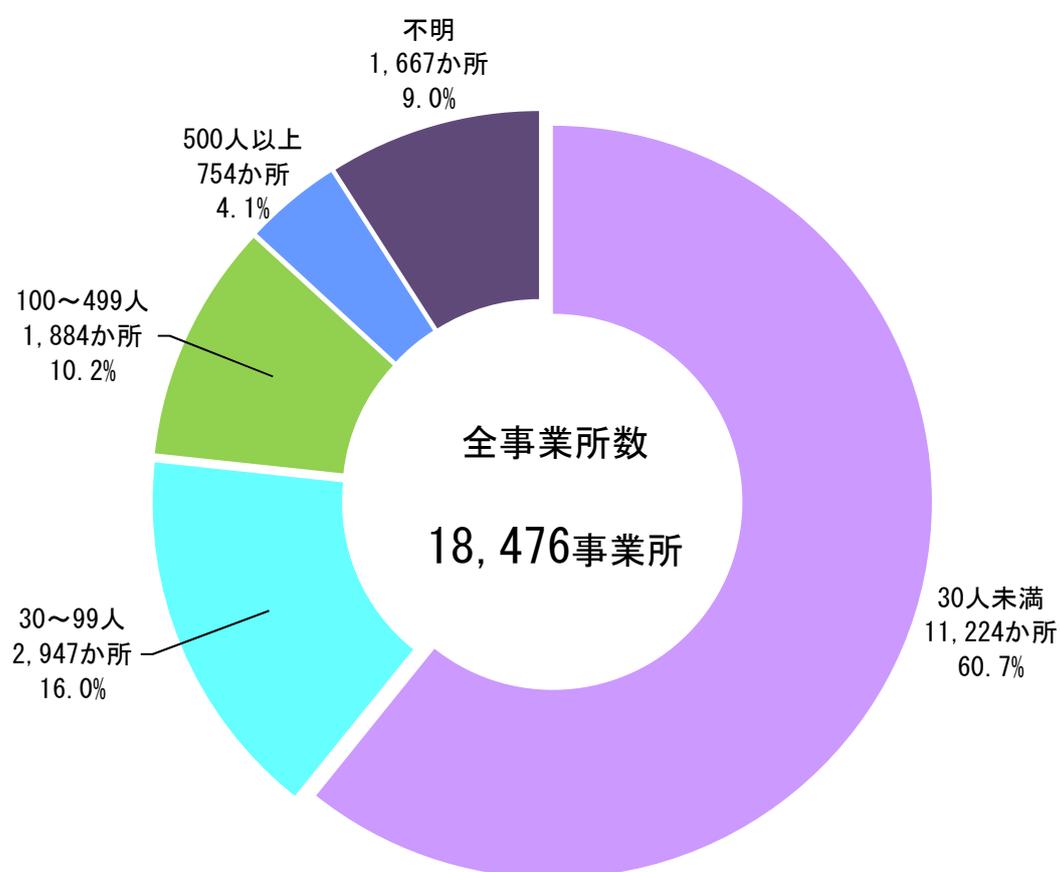
(2) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の60.7%を占めている。

事業所数は「30人未満」「30～99人」「100～499人」の規模において増加しており、特に、「30人未満」規模の事業所では前年比で15.3%増と、最も大きな増加率となっている。

一方、「500人以上」規模の事業所においては0.8%減少している。

【図6、別表8、参考－3】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



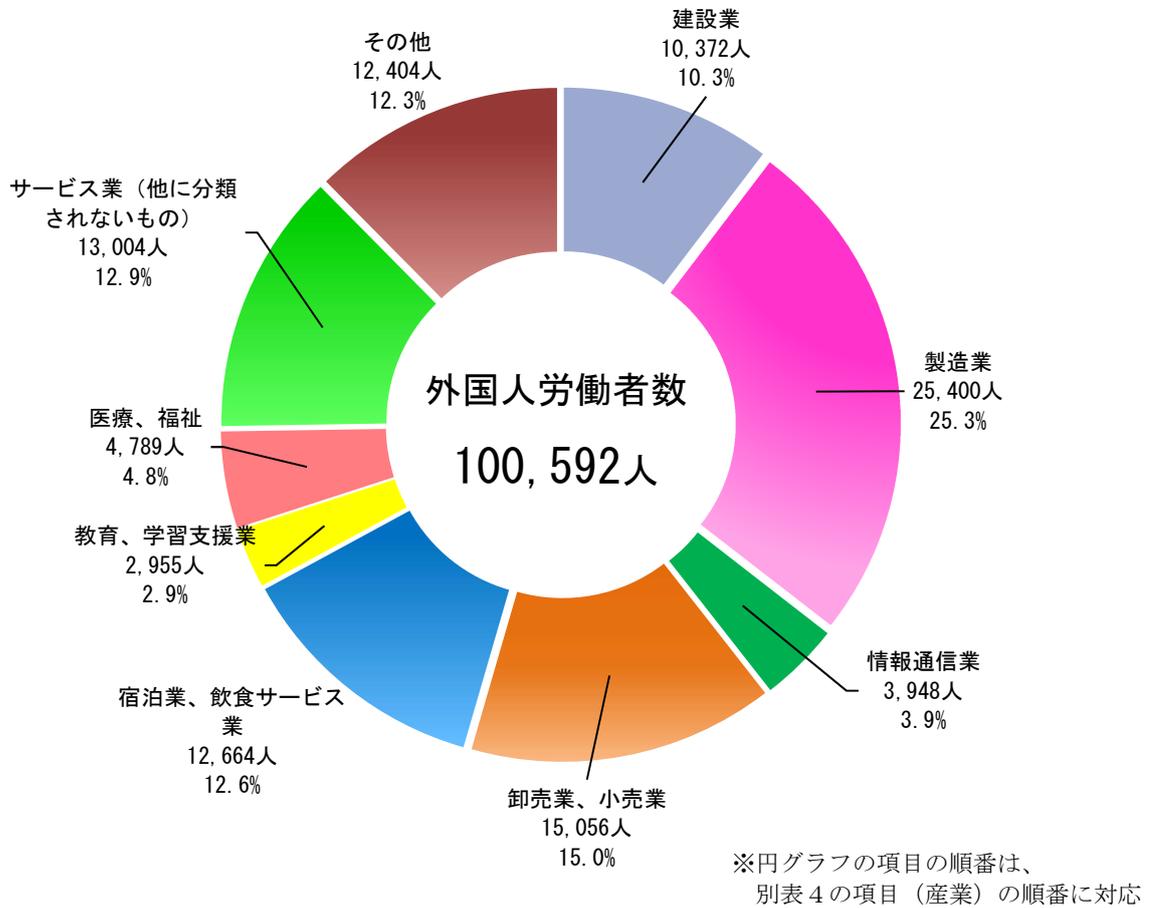
※円グラフの項目の順番は、別表8の項目（事業所規模）の順番に対応

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が外国人労働者数全体の 25.3%を占め、次いで「卸売業、小売業」同 15.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」同 12.9%、「宿泊業、飲食サービス業」同 12.6%となっている。

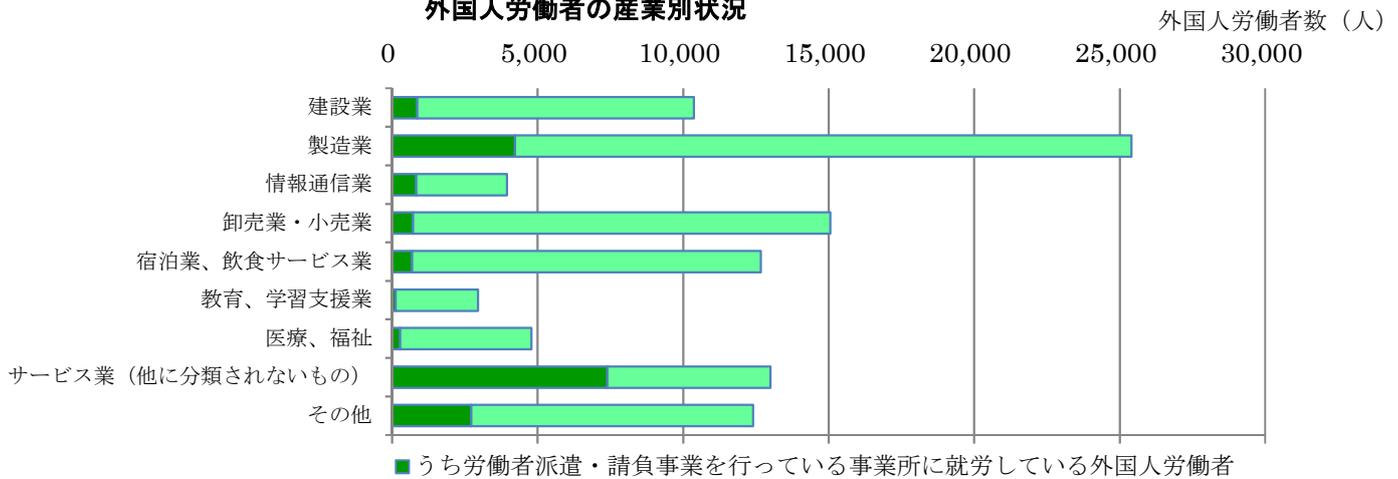
【図7-1、別表4、5】

図7-1 産業別外国人労働者数



また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、労働者派遣業を含む「サービス業（ほかに分類されないもの）」では、同産業の 56.9%にあたる 7,393 人、「製造業」では、同産業の 16.6%にあたる 4,217 人となっている。「製造業」の中でも「輸送用機械器具製造業」と「生産用機械器具製造業」においては、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合が高く、それぞれ同産業の 29.6%（1,751 人）、同 28.6%（302 人）となっている。【図 7-2、別表 4】

図 7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」 20.5%、「宿泊業、飲食サービス業」 14.7%、「卸売業・小売業」 14.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」 12.3%となっている。また、「技能実習」では、「建設業」が 43.8%、「製造業」が 33.4%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が 30.9%、「卸売業、小売業」が 14.8%となっている。【別表 6】

国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、インドネシア、フィリピン、ベトナムでは、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ 41.3%、40.1%、34.4%、32.0%、27.6%となっている。ネパール、中国では、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ 23.6%、22.4%、韓国では「卸売業、小売業」が 19.3%、G7 等では、「教育、学習支援業」が 33.9%と最も高い割合を示している。

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ 32.7%、29.5%となっている。【別表 7】

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の35.1%を占めている。【図8、別表8】

なお、外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に、30人以上100人未満の事業所では前年比で11.1%増加し、最も大きな増加率となっている。

